



災害時における市有施設等の応急対策に関する協定書を締結

～岡山市管工設備協同組合～

岡山市管工設備協同組合（高橋肇理事長）は、7月21日、岡山市と災害時における市有施設などの応急対策に関する協定を締結した。本締結は大規模災害発

生により、市有施設と避難所の給排水設備に被害が発生した場合、被害の調査と点検、機能不良箇所の応急復旧を行うものとしている。

災害時における市有施設等の応急対策に関する協定書

岡山市（以下「甲」という。）と岡山市管工設備協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における市有施設等に係る給排水設備の応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岡山市内において地震、風水害等の大規模な災害により、市有施設及び岡山市地域防災計画に記載された避難所の給排水設備（以下「本件給排水設備」という。）に被害が発生した場合の応急対策に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、応急対策を実施する場合においては、乙に協力を要請し、請負契約を締結することができるものとする。

2 甲が、乙に協力を要請する場合は、相当規模の災害発生時であって、岡山市災害対策本部の決定によるものとする。

3 乙は、甲からの協力の要請があったときは、特別の理由がない限り、優先的に甲と請負契約を締結するものとする。

（応急対策の内容）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急対策を実施する態勢をとるものとする。

2 この協定に基づいて甲が乙と契約する応急対策は、次のとおりとする。

(1)本件給排水設備に関する被害の調査及び点検

(2)本件給排水設備に関する機能不良箇所の応急復旧

ただし、応急復旧とは、当該施設を使用上支障ない程度に回復させることを指し、本格的な復旧工事は含まない。

(3)前2号に掲げるもののほか、甲が必要とする本件給排水設備に関する応急対策

(個人情報保護)

第5条 乙は、この協定による活動を行うために個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

(報告)

第6条 乙は、この協定による応急対策について対応が可能な人員及び資機材等の状況を甲に報告するものとする。また、当該状況に変更があった場合も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に関し疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、この協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

甲と乙は、本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年7月21日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大森 雅夫 印

乙 岡山市北区東古松五丁目5番23号
岡山市管工設備協同組合
理事長 高橋 肇 印